1. この規約は令和 4年4月24日から一部改正施行する。

## 別表① 自主防災活動組織編成 平岡公園町内会

		T		1
防災	<b>炎活動組織</b>	町内会組織	災害時の役割	平常時の役割
	本 部 長	会 長	・災害活動の指揮	・防災機関との連 絡調整
本	副本部長	副会長会計部	・本部長の補佐	<ul><li>・任務分担、連絡網の作成</li><li>・研修会の開催</li><li>・防災訓練の実施</li><li>・その他</li></ul>
部	統括部長	総務部	•防災活動全般の統括	
	防 災 リーダー	防災部長	<ul><li>・活動班との調整</li><li>・防災機関への連絡</li></ul>	
活	活動指揮	区 長副 区 長	<ul><li>・被害状況の把握</li><li>・安否の確認</li><li>・避難所間の連絡調整</li></ul>	<ul><li>・危険個所の把握</li><li>・避難所の周知</li></ul>
	広 報 係	広 報 部	・情報収集と記録 ・広報通信の確保	<ul><li>・防災啓蒙</li><li>・防災情報の広報</li></ul>
動	情報連絡係	福祉厚生部	<ul><li>被害状況の把握</li><li>安否の確認</li></ul>	<ul><li>・要介護者の把握</li><li>・要支援者の把握</li></ul>
	消火班	交通防犯部	<ul><li>・出火防止の呼びかけ</li><li>・初期消火</li></ul>	<ul><li>・安全点検</li><li>・水利の点検</li></ul>
班	避難誘導班	環境衛生部 監 事	<ul><li>避難路の安全確認</li><li>避難誘導</li></ul>	<ul><li>避難所の周知</li><li>要介護者の把握</li></ul>
	救 護 班	青 少 年 育 成 部	<ul><li>・救護情報の報告</li><li>・負傷者の応急手当</li></ul>	<ul><li>資機材の点検</li><li>救護講習受講</li></ul>
	給食給水班	女 性 部	<ul><li>・救助物資の配布</li><li>・炊き出し</li></ul>	<ul><li>備蓄物の点検</li><li>給水場所把握</li></ul>

## 〈地震発生時の活動開始について〉

- ☆ 震度5弱以上~本部メンバー・情報連絡係及び広報係は、町内会館に集合する。 見守り対象者を中心とした安否確認を行う。
- ☆ 震度6弱以上~自主防災活動組織の全メンバーは、町内会館に集合する。 災害時の役割を遂行する。
- ※ ただし、本人及び家族の安全確保を最優先とし、その後、災害時の役割を実行する。